

## ○国立大学法人浜松医科大学長選考規程

(平成19年6月18日規程第45号)

改正 平成27年3月25日規程第45号 令和3年5月17日規程第49号  
令和4年3月23日規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学長選考・監察会議規則(平成16年規則第2号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、学長候補者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長候補者の選考は、学長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合に選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申出たとき
- (3) 学長が解任されたとき
- (4) 学長が欠員となったとき

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期の満了する6月前までに、前項第2号から第4号までに該当する場合には、それぞれの理由が生じたとき速やかに開始し、選考方法及び選考日程等について公表するものとする。

(学長候補者の資格)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育・研究・診療及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考するものとする。

(学長候補者の選考基準)

第4条 選考会議は、学長候補者の選考基準を定め、又は変更したときは、公表するものとする。

(学長候補者の推薦)

第5条 選考会議は、学長を選考するに当たり、次に掲げるところにより、選考会議が定める期限までに、選考基準を満たすと思われる学長候補者の推薦を求める。

- (1) 公示日において、専任の教授及び准教授の職にある者による推薦
- (2) 公示日において、国立大学法人浜松医科大学経営協議会規則(平成16年規則第4号)第2条第1項第3号に規定する委員である者による推薦

2 前項第1号及び第2号による推薦は、個人の見識に基づき、1名の学長候補者に限り推薦できるものとする。なお、推薦資格者が複数の学長候補者を推薦した場合には、当該推薦行為をすべて無効とし、推薦資格を失うものとする。

3 選考会議は、推薦された学長候補者に同意を得た上、推薦された学長候補者から、同意書、経歴・活動実績・所信等が記載された書類を提出させるものとする。

(学長候補者の公募)

第6条 前条に定めるもののほか、選考会議は、学長を選考するに当たり、学長候補者を公募する。

2 前項に定める公募は、選考会議が定める期限までに、応募者から応募書、経歴・活動実績・所信等が記載された書類及び推薦書を徴することにより行うもの

とする。

(学長候補者の決定)

第7条 選考会議は、第5条の規定により推薦された者及び第6条の規定により応募のあった者の中から、提出書類の審査に基づき、3名以内の学長候補者を選考するものとする。

2 選考会議は、前項の選考後、その結果を公表するものとする。

3 選考会議は、第1項で選考された学長候補者に対して公開ヒアリングを実施した上、総合的に判断して最終選考を行い、学長候補者1名(以下「最終候補者」という。)を決定するものとする。

4 選考会議の議長は、最終候補者を決定する際には、当該候補者の学長就任の意向を最終確認するものとする。

5 選考会議は、最終候補者を決定したときは、文部科学大臣に申し出るとともに、最終候補者の氏名、選考過程及び選考理由を公表するものとする。

(再選考)

第8条 選考会議は、前条により選考された最終候補者が就任するまでの間にやむを得ない理由により辞退したとき又は就任することができなくなったときは、前条の規定により学長候補者の再選考を行う。

2 選考会議は、前項により学長候補者の再選考を行うことが困難であると判断した場合には、選考会議で再選考の方法を審議するものとする。

(学長の任期及び業績評価)

第9条 学長の任期は、6年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、3年とし、引き続き9年を超えて在任することはできない。

2 選考会議は、学長の業務執行状況について、毎年定期的に確認するとともに、学長の任期が3年を満了する時点において、中間評価を行うものとする。なお、中間評価の方法として、学内の意見を聴取することができるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、選考会議の議を経て、議長が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成19年6月18日から施行する。

2 この規程の施行の後、国立大学法人浜松医科大学長選考会議細則（平成16年細則第1号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際、現に在任する学長は、この規程の適用によるものとする。

## 附 則(平成27年3月25日規程第45号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に在任する学長の任期は、改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

## 附 則(令和3年5月17日規程第49号)

この規程は、令和3年5月17日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規程第41号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。